

# 第 4 回 権利擁護部会

## 議 事 録

日 時：2020年1月28日（火）午前10時開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 地下1階 3号会議室

## 1. 開 会

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 定刻となりましたので、ただいまから第4回権利擁護部会を開催いたします。

私は、札幌市保健福祉局地域福祉推進担当課長の小関と申します。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、本日の出欠状況と定足数についてご報告いたします。

本日は、一般社団法人札幌市医師会の清水委員と、一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会の由井委員が欠席されており、定数13名中11名の委員にご出席いただいていることから、札幌市地域福祉社会計画審議会規則第4条に規定する定足数を満たし、成立することをご報告いたします。

なお、当部会は公開であり、傍聴席を設けております。皆様の発言は、会議録として事務局で整理し、後日、札幌市のホームページに掲載いたしますので、ご承知おき願います。

## 2. 挨拶

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） それでは、第4回権利擁護部会の開催にあたり、札幌市保健福祉局総務部長の富樫から挨拶申し上げます。

○富樫保健福祉局総務部長 保健福祉局総務部長の富樫でございます。

本日は大変お忙しい中、また、大変お寒い中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の第4回権利擁護部会では、これまで皆様にご審議いただきました内容を基に、事務局において作成しました、札幌市成年後見制度利用促進基本計画の案をお示しさせていただきます。

皆様におかれましては、この計画案の構成、あるいは記載内容などについて、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。

権利擁護部会は、本日を含めまして、残すところあと2回の開催となり、計画の策定作業も本格化してまいりました。そのため、今回ご確認いただく資料は非常に多くなってございます。

皆様には、大変なご負担をおかけいたしますが、札幌市の成年後見制度の利用促進に関する初めての計画となりますので、引き続き、ご協力をいただければありがたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

### ◎配付資料の確認

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） ここで、お手元にお配りした資料の確認をいたします。

まず、第4回権利擁護部会の「次第」がございます。

次に、「座席表」、「委員名簿」と続き、資料1として「札幌市成年後見制度利用促進基本計画案の概要について」、資料2として「札幌市成年後見制度利用促進基本計画案」がございます。皆様、不足等がございますか。

途中で不足等にお気づきになりましたら、お申し出いただければと存じます。

それでは、議事に入ります。

以降の進行は、畑部会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

### 3. 議 事

○畑部会長 部会長の畑でございます。

本日の部会は、ただいまご説明いただきましたように、まずは、事務局で作成いただいた計画案を議論していくということで、非常に重要な会になると思っております。

事前に、それぞれ皆様に計画案をお送りさせていただきましたので、ご確認いただいた上でお越しいただいていると理解しておりますので、それぞれ忌憚のないご意見をいただきながら、また、本日も事務局に確認したい点なども皆さんあるかと存じますけれども、そのやり取りだけということではなく、あくまでも委員の間で意見交換を進めながら、札幌市にとって、実りのある成年後見制度の利用促進計画にしていくためには、こういった内容にしていかなければならないのか、こういった議論について皆さんとしっかり議論を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、早速、次第に沿って進めてまいります。本日の議事としましては、札幌市成年後見制度利用促進基本計画案の検討ということになります。

資料は、事前にお送りさせていただいているものがございますけれども、改めて事務局からご説明、ご確認をお願いいたします。

○事務局（北村福祉活動推進担当係長） では、計画の事務局案について説明させていただきます。

計画案につきましては、まずは資料1の概要で改めて全体の流れについて説明させていただきます。

また、第4章、第5章については、事前にお送りしました計画文案と本日お手元にお配りしております計画文案とでは、記載内容を一部変更している部分もございますので、本日お配りしました資料2の計画案で説明させていただきます。

それではA3判の資料1をご覧ください。

こちらは、第2回の審議会でお示ししました骨格案をもとに、本計画の構成を改めてお示ししております。構成の枠組みとして大きな変更はなく、第1章から第5章と巻末の資料編で構成しております。

また、資料編については、現在作成中ございまして、本日は添付しておりません。次回の部会でお示ししたいと考えております。

それでは、第1章から説明させていただきます。

まず、第1章の計画の策定にあたってでは、計画策定の趣旨として、策定の経緯、成年後見制度の概要などを記載し、計画の位置づけとして、本計画を策定する根拠や、本市の総合計画である札幌市まちづくり戦略ビジョン、札幌市地域福祉社会計画などの個別計画との関連性、2020年10月から2024年3月までとする本計画の期間や、地域福祉社会計画との統合について記載し、さらに、今回皆様にご参加いただいております、本計画案の策定のための札幌市地域福祉社会計画審議会及び権利擁護部会の設置などの計画策定体制について取り上げております。

第2章の計画策定の背景では、国の動向として、成年後見制度の利用の促進に関する法律や成年後見制度の利用促進基本計画などで謳われている成年後見制度の理念や、市町村に求めている役割、特に地域連携ネットワークの役割について記載し、さらに、国全体の制度利用状況や本市の各種データ、市民アンケートなどをもとに、成年後見制度を取り巻く現状を整理して記載しております。

第3章の計画の理念、目標とした施策の体系では、基本理念や基本目標、施策に関して記載し、第4章ではその施策に対応する主な取り組みを記載しておりますが、第3章と第4章に掲げる施策の順番を、これまでの部会でお示ししていた骨格案と一部入れかえた部分がございます。

入れ替えた部分について説明いたしますので、裏面の第4章をご覧ください。

第4章の基本目標Ⅱに対応する施策を、3. 成年後見制度利用支援事業の推進、施策4. 後見人となる人材の育成・活用、施策5. 権利擁護支援に関する検討の場の整備という順番に入れかえさせていただいております。

これは、施策4. 後見人となる人材の育成・活用の中の主な取り組みの(1)として挙げております、市民後見人の養成や、施策5. 権利擁護支援に関する検討の場の整備の主な取り組み(2)適切な候補者を推薦する仕組みづくりの内容が市長申し立てと関連する事柄であり、前段に市長申し立てについて記載するほうが分かりやすいと考え、施策の順番を入れかえたところがございます。

構成の入れ替えについては以上となります。内容に参りまして、第4章の施策の推進については資料の2で説明させていただきます。

A4判の資料2、33ページをご覧ください。

基本目標Ⅰ、成年後見制度の利用を促進するための体制を整備します、に対する施策1、権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築ですけれども、34ページになりますが、権利擁護支援の体制整備や地域連携ネットワークが求められている現状について例示させていただき、施策の方向性として、成年後見に係る関係団体等との連携による地域連携ネットワークの構築などを記載しております。

35ページの主な取り組みでは、(1)地域連携ネットワークの中核となる機関の設置の中で、中核機関での広報・啓発活動、また、家庭裁判所との連携や制度に関する情報の

収集、相互の連携体制の強化などの取り組みを記載しております。

(2) 地域連携ネットワークの機能の整備では、国の基本計画でも言われております地域連携ネットワークの三つの役割、成年後見制度の利用に資する四つの機能について、段階的に整備していくこととしております。

主な取り組みの(3) 専門職団体や関係機関による協議会の設置では、成年後見制度に関わる団体などを構成員とする協議会を設置し、中核機関が事務局を担うこととしております。

(4) チームによる後見活動の推進では、チームとして関わる体制づくりなどを進め、本人の意思を尊重した後見活動を支援し、また、成年後見制度に結びつかなかった場合でも、関係機関が適切な権利擁護支援に結びつけることができるよう、働きかけを行うこととしております。

次の37ページには、地域連携ネットワークのイメージと、チームのイメージを図として記載しております。

続きまして、38ページの基本目標Ⅱ、誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます、に係る施策2、制度利用につながる情報提供や相談の実施についてです。

成年後見制度自体に関する認知度の低さや、制度そのものの難しさなど、利用を促進するためのハードルとなっておりますので、市民が成年後見制度の理解を深めて利用しやすくなるよう、制度の周知啓発を図り、相談体制の充実を図ることとしております。

40ページには、主な取り組み(1) 制度周知のための広報・啓発活動として、関係機関との連携によるパンフレット等を活用した制度周知やフォーラムの実施、相談窓口についての広報、任意後見・保佐・補助類型も含めた広報活動を行うことを記載しております。

次に、主な取り組み(2) 関係機関の職員に関する研修の実施、(3) 権利擁護支援を必要とする人を発見・支援につなげる活動の推進については、日ごろから高齢者や障がい者と接する機会が多い福祉や医療の関係機関職員、民生委員や福祉のまち推進センターへの研修を行うことで、適切な権利擁護支援に結びつける活動を支援することとしております。

次に、主な取り組み(4) 成年後見制度の利用に関する相談の実施では、中核機関の窓口開設や、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所が中核機関と連携を図りながら相談対応を行うこととしております。

42ページの施策3、成年後見制度利用支援事業の推進では、成年後見制度の申し立てをする親族がない場合の市長申し立ての適切かつ円滑な実施や、その申し立てに係る費用、成年後見人等の報酬助成の実施を行うこととし、市長申し立て以外の事案における申立費用と報酬助成の実施については検討課題としております。

43ページ、施策4、後見人となる人材の育成・活用についてです。

主な取り組み(1) 市民後見人の養成では、成年後見制度の需要に応じた成年後見人等

を確保するため、市民後見人を養成していくこと、また、受任後の活動に対する支援についても実施していくこととしております。

(2) の法人後見事業の推進ですが、こちらは事前にお送りした資料と記載内容を一部変更させていただいております。法人後見の推進については、札幌市内における法人後見実施団体の活動を推進するため、地域連携ネットワークを活用し、法人後見活動に関連する相談対応を行うことを記載し、変更させていただいております。

続きまして、施策5、権利擁護支援に関する検討の場の整備についてです。

46ページの主な取り組み(1)日常生活自立支援事業からの移行支援では、中核機関と連携を図り、成年後見制度への移行が望ましいケースについては、スムーズに成年後見制度に移行できるよう体制を整備することとしております。

(2) の適切な候補者を推薦するための仕組みづくりでは、引き続き、市民後見人の受任調整を行うこととし、市民後見人以外の成年後見人等候補者の推薦については、国の動向や本市における成年後見制度に関する申し立ての状況を踏まえ、対象範囲や実施時期について検討していくことと記載させていただいております。

続きまして、47ページ、基本目標Ⅲ、後見人が活動しやすい環境づくりを進めます、に対応する施策6の後見活動を支援する仕組みづくりについてです。

48ページに施策6に関する内容を記載しておりますが、その主な取り組みとして、(1)後見活動に関する相談体制の整備では、さまざまな成年後見人等からの相談に応じるため、中核機関に相談窓口を設置し、専門職団体の既存の相談対応とともに、後見活動を支援する体制を整備していくこととしております。

(2) チームに対する支援では、後見人と本人の身近な親族や福祉の関係者などが連携するチーム化の構築を支援するとともに、チーム関係者からの相談対応を行い、適切な制度運用が行えるよう支援することとしております。

(3) 専門職との連携強化ですが、後見活動に関する専門的なニーズを把握し、必要に応じて中核機関での専門職相談窓口の設置など、支援体制の構築について検討していくこととしております。

最後に、50ページからの第5章、計画の推進についてですが、計画の推進体制として、市民、関係団体、行政等がそれぞれの役割を担いながら連携して計画を推進していくことを記載しております。

次に、計画の進行管理・評価ですが、附属機関である札幌市地域福祉社会計画審議会において、評価、意見をいただきながら検証するとともに、地域連携ネットワークにおける札幌市成年後見制度協議議会からもご意見をいただくこととし、記載をさせていただいております。

最後に、成果指標ですけれども、中核となる機関の設置とさせていただきました。こちらは、札幌市の総合計画である札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019において、成年後見制度の利用促進に関する成果指標として設定したものと同一指標と

なります。

今回の計画は、初めての成年後見制度の利用促進に関する計画であることから、各取り組みに対する数値や件数などの元データがなく、判断材料もないことから、まずは、本計画の推進に重要な役割を担う中核機関の設置を指標とさせていただきました。

計画案の説明については以上でございます。

○畑部会長 ありがとうございます。

それでは、ここからは委員の皆様からそれぞれご意見をいただきながら、意見交換の時間にしていきたいと考えております。

それでは、今、事務局からご説明いただきました内容も踏まえまして、事務局への確認やご質問等も問題ございませんので、計画自体について皆様からそれぞれご意見をいただきたいと思えます。

ご発言いただく際には、マイクのご使用をお願いいたします。

それでは、ご意見ある方は挙手をお願いしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

それでは、瀬川委員、お願いします。

○瀬川委員 問題提起も含めていくつかお話をさせていただきます。

第3回の権利擁護部会は欠席させていただきました、前回の議論というものをまだ十分把握していないところですが、この基本計画の文脈を見ただけの形で、いくつか気になったところがありましたので、まず、お話をさせていただきたいと思えます。

私が個人的に気になっているのは、45ページです。権利擁護支援に関する検討の場の整備というところです。

権利擁護支援に関する検討の場の整備という施策ではあるのですが、現状と課題、施策の方向性、主な取り組みを見ても、検討の場というのはいかなるものを指しているのか、どんな検討の場なのかということがここには触れられていないのです。検討課題のようなものはたくさん出ているのですが、検討の場というのがどういうものか、わかりにくい表現かと思えます。ネットワーク協議会との関係もわかりません。そういった意味では、施策とそれ以下の記載が一致していないなという気がしています。

中身を見ましても、札幌市社会福祉協議会でやっております市民後見推進事業と日常生活自立支援事業に限られた記載になっておりまして、その検討の場で検討する一つの項目という意味であれば理解できるのですが、それ以外にも、大もとのいろいろと検討する内容があるかと思えますので、そこを少し膨らませたほうがいいのかという気がしております。

あと、気が付いたところを申し上げますと、35ページです。

冒頭の地域連携ネットワークの中核となる機関の設置というところですが、私どもの理解では、中核機関というのは、この基本計画では具体的にどこがやるということは示せないと思っておりますし、全体的なトーンでもそのようになっております。

しかし、35ページの中核機関では、という2段目のところで、唐突に私どもがやって

いる日常生活自立支援事業の広報・啓発活動というのが出てまいりまして、その意味では違和感がございます。広報・啓発活動とか相談対応ということが施策2以下で具体的に述べられていますので、ここで日常生活自立支援事業のことをあえて取り出した意味がわからないといえますか、言わなくてもいいと思います。

ほかに、ご質問というか、確認の意味も含めて申し上げます。

35ページ(2)の地域連携ネットワーク機能の整備の内容で、四つの機能について段階的に整備をしていくという記載になっていますが、段階的な整備のイメージというものについて、いわゆるロードマップとか工程表のようなものをこの基本計画の中で示す予定はないのか、ないとしたら、どんな手続というか内容で段階的に整備をしていくのか、その辺がわかりにくいという気がしております。

これは、結果的に予算に制約される部分があると思うのですが、それに制約されたままではなかなか前に進まないということもあるので、整備の工程のイメージをある程度示したほうがいいのかという気がしております。

それから、36ページ、37ページのチームによる後見活動というところです。ここにチームのイメージと書いておりますけれども、組織的に支援をしていく場合、チームができたとしても、そのチームの進行管理をする役割がチームの中になければ、烏合の衆になるだけでございますので、このチームをどこが進行管理をしていくかというイメージが私にはつかないのです。これは中核機関がやっていくというイメージと考えてよろしいのかどうか、その辺の理解が間違っているかどうかわかりませんので、ご教示いただければと思います。

以上でございます。

○畑部会長 ありがとうございます。

それぞれ多くの点をご指摘いただきましたが、まず、今の点に関しまして、事務局のほうからお答えいただける部分があれば、先にその点を確認させていただければと思います。

○事務局(小関地域福祉推進担当課長) 段階的整備に関する工程表を示す予定があるのかどうかというご質問ですが、成年後見制度に関する相談等の需要がどの程度あるか分からない状況でございます。中核機関を設置・運営していく中で、どの部分に力を入れなくてはならないかを見極め、必要最小限の範囲から整備を進めていきたいと考えていますので、工程表の作成は現時点で難しいものと考えております。

また、チームの進行管理という部分でございますが、申し訳ございませんが進行管理について、具体的にどのようなことをお考えなのか、お教えてください。

○瀬川委員 国のほうでは、地域ケア会議を活用しなさいとか、自立支援協議会を活用しなさいということになっています。地域ケア会議であれば、地域包括支援センターが進行管理をする役割として想定されるのですが、このチームの場合はそれに相当する所はどこなのかということがわからないのです。それは、中核機関になると理解していいのかどうか、中核機関のコーディネーターのような人が各チームの進行管理をしながらチームを支

援していくと理解していいのかということです。

全ての後見人に対してチーム支援をしていくという話になっていきますと、中核機関の事務量が膨大という気がしているものですから、お聞きをしたということです。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） チーム支援の内容としては、中核機関がチームからの相談に対応する形をイメージしており、個々のチームの後見活動がどこまで進んでいて、どこに問題があるかといった進行管理に関しましては、基本的にチーム内で解決を図っていただくことを想定しております。瀬川委員がおっしゃる通り、一つ一つのチームに対して、中核機関が全て関わっていくことは難しいと思います。ただし、チーム内で困り事が生じた際には、中核機関がチームからの相談を受け、そこに対して支援をしていくことを考えております。

○畑部会長 ありがとうございます。

事務局より、それぞれお答えいただきましたけれども、35ページから一緒に私も確認させていただければと思います。

1点目の主な取り組みの（1）地域連携ネットワークの中核となる機関の設置のところの2段落目、広報・啓発活動等のところで、成年後見制度のみならず、日常生活自立支援事業も名称として入っていることについてご意見をいただいております。

瀬川委員のご意見はごもっともだなと感じつつも、もう一方では、段階的な支援で権利擁護支援を進めていくわけですから、成年後見制度の利用を促進するためだけの計画ということではなく、広い意味での権利擁護支援を札幌市で根づかせていくということを考えた場合、いろいろなご意見があるかもしれませんけれども、成年後見の後見類型のみならず、補助、保佐についても広がりを持たせたり、その前段階としての日常生活自立支援事業の活用についても広げていくというイメージで考え、この文言が入っているということについて、どこが受託しようとも、それについてセットで権利擁護支援の中でのグラデーションをしっかり持たせた支援が展開できるよう、これを明示しておくということに関しては、ある意味では必要性があると考えている部分もあります。

この点に関しましては、皆様からも、特に違和感なく、この流れの中なら記載しておいてもいいのではないかとということがあれば、そういったご意見をいただければと思います。やはり、特定の機関が実施している取り組みであることには変わりがないので、違和感があるということであれば、そういったご意見もいただきたいと考えております。

2点目の工程表、ロードマップに関しまして、要は法制度的に何に基づいてそれをつくるのかというのが難しい状況にあると思いますので、こういう記載になっているということかと思えます。

私として若干懸念しているのは、必要最小限から実現できるように進めていくというのはもちろんなのですが、四つの機能に関して、一つも発揮されないという機能があっては困ると思います。当然、多寡があっても仕方がないと思うのですが、この四つ全てが札幌市の中で何らかの形でしっかりと機能されていくということを考えた場合に、

段階的という文言に関しては、少なくとも期限を設けて、第1期計画の中で段階的に展開していくというように、最低でも1期の中でしっかりと機能が立ち上がるというような書き方をしておくことのほうが望ましいと思います。

ここで、単に「段階的」という言葉だけでは、2期以降にそれぞれの機能を持ち越してしまうという見方もあり得るということになりますので、第1期計画の中において段階的に全ての機能を展開していくということであってもいいのかなと私自身は感じました。これは、皆さんからご意見があればぜひいただきたいと思います。

次のページにあるチームに関しましても、後見活動をされている皆様からいろいろとご意見をいただきたいところですが、瀬川委員にご発言いただいた部分に関しましては、例えば、介護保険制度のサービス調整ということになると、ケアマネがいて、障がいのほうであっても相談支援専門員がサービス担当者会議から含めて全体のコーディネートをしているという状況があるかと思います。

ただ、後見人は、ある意味では本人の立場と同じということになってきますので、専門職に呼びかけて検討会のような場を開いたりということの後見人の方に求めていくことについての難しさがかなりあるのではないかというイメージがあります。

とりわけ、親族後見と専門職後見でその点の違いはあるかもしれないのですが、チームによる支援というのは、当然、後見人の専門職か親族かということにかかわらず、しっかりとチームで支えていく体制になってくると思いますので、チームによる後見活動の推進で、チームでやっていきますよということだけを書いたとしても、それを保障するような内容が入っていなければ、誰かがそのチームをしっかりとまとめて、後見人が孤立してしまわないように支援を進めていくのかということについて、言葉だけが躍るばかりで進められない可能性も出てくるかなという懸念を感じます。

そうすると、後見人の支援という部分にもつながってくるような取り組みであろうと思いますので、チームによる後見活動の推進ということでもいいのか、チームによる後見活動が進められるような相談体制の構築というように、そのチームをしっかりとバックアップするという、それは後見人の支援ということと変わらないと思いますので、そういった施策に切りかえていくことが必要なのか、ここは皆さんと意見交換したいと思っていた部分になります。

皆さんのほうから、今の点に関してでも構いませんし、ほかの点に関してでも構いませんので、ぜひ忌憚のないご意見を引き続きいただきたいと思います。

白戸委員、お願いします。

○白戸副部長 今、35ページで日常生活自立支援事業を強調し過ぎているのではないかと趣旨の話がありました。当時は地域福祉権利擁護事業として行われ、成年後見制度の利用に至る前の福祉支援ということで、成年後見制度とセットでつくられていったものと思います。

そのような経過から考えるに、成年後見制度を普及するということは、ある意味では福

祉サービスとしての日常生活自立支援事業をより利用しやすくして、最終段階で成年後見制度に引き継いでいくというスタイルが、成年後見制度と日常生活自立支援事業の両制度の連携の理想だったのではないかと思っています。

ただ、私は、19ページのところで、札幌の日常生活自立支援事業の利用がなぜこれほどまでに減ってしまっているのか疑問です。

成年後見制度の利用者は伸びているのに、日常生活自立支援事業の利用者が減っていることについて、問題を抱えているのではないかと思ってしまう。

権利擁護支援の裾野を広げていくという点では、日常生活自立支援事業のところをもう少し大事に議論してもいいのではないかと思います。

それから、今、畑部会長がおっしゃったチームの問題です。

私は、37ページの図はよくできていると思います。さまざまな議論の結果、このような図が出来上がったのだと思います。

このチームを主催するのは後見人です。ご本人の代理人である後見人がどのような生活支援のサービス体系を構築していくのかということですね。

ただ、部会長がおっしゃったように、専門職後見人もいれば、親族後見人もいらっしゃいますから、後見人がチームをつくって運用するということが非常に大きなハードルとすれば、そこを支援していくのが中核機関であって欲しいとも思います。

もう一つは、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所という福祉サービスの大きな支援機関がありますね。実際に本人を支援するのは、介護支援専門員であり相談支援専門員ですから、本来であればそのような方々が後見人と意識的により強力に連携して接していただける、こういう環境を整えた上でチームの構成が成り立つわけです。それを推進するのは地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所であると私は思っています。

その二つの機関が権利擁護支援の意識を持ち、成年後見制度の利用に至るようケースを管理していく中で、中核機関と連携を図りながら機能を発揮して欲しいという感想を持ちました。

○畑部会長 ありがとうございます。半藤委員、お願いします。

○半藤委員 今のお話の中にもあったのですが、19ページに日常生活自立支援事業の件数が年々減少していると記載されています。これは何が原因なのでしょう。私は、日常生活自立支援事業は非常にいい事業であると思っており、制度自体にすごく賛同していましたが、これを見ると件数は減少しており、いかにも問題がありそうだと思ってしまうものですから、減少理由をお聞きしたいと思いました。

○中路部長 札幌市社会福祉協議会の中路と申します。

日常生活自立支援事業が19ページに記載されており、この図を見ると、年々減少しているように見えます。この事業は平成11年から実施しているのですが、その頃からご利用されている認知症高齢者の方が年齢を重ねてお亡くなりになり、また、成年後見制度に移行して解約するという面があるため、減少につながっている部分があります。

また、日常生活自立支援事業を担当する専門員という職種がありますが、全区に配置されているわけではなく、現在7区に専門員を配置し、全区をカバーするという職員体制の部分もあるかと思えます。

この図だけ見ると減っていることにはなりますが、新規の件数は年間を通して30から50件くらいあるのですが、その数字を超えて解約件数が40件から60件あることによって減ってきているというところではあります。

○瀬川委員 補足をさせていただきます。

これは、全国的に展開している事業なのですけれども、札幌市の場合、他の都市と若干異なるのは、例えばご利用されている方が特別養護老人ホーム等へ入所されますと、日常生活自立支援事業は実施しないことになっております。成年後見制度に移行したものですとか、施設に入所した場合については、当該事業の対象ではなくなるということで、減っているということも一つあるかと思えます。

また、先ほど中道から申し上げましたが、人手不足が非常に深刻でございまして、特に近年になって件数が落ち込んでいるのは、専門員に欠員が生じ、その穴を埋められないということで、本来は7人で行うべきところを6人でやらなければいけないという事情もあり、減っているのはそういう事情もあるかと思っております。

○畑部会長 南方委員、お願いします。

○南方委員 行政書士会の南方と申します。

まず、35ページの(1)の部分ですが、私としては日常生活自立支援事業にも触れていただきたいと思っています。

私は、日常生活自立支援事業から成年後見制度につながるという一方向的なものではないと理解をしています。支援を要する方に代理権が必要な場合には、成年後見制度を利用すべきであると思えますし、本人がお元気で、日常生活自立支援事業を利用できのであれば、権利制限が少ない当該事業のほうが望ましいと思えます。2つの事業に役割の違いが明確にあり、中核機関には、どちらの制度がより適切かを見極める力量が必要かと思えますので、成年後見制度と日常生活自立支援事業の両方の記載が必要ではないかと考えます。

もう一点、37ページのチームのイメージ図に関しては、新しい概念ではなく、広く成年後見に関わった場合、既に出来上がっているものと思えます。

職業後見人になったときに、一番気をつけなければならないことは、本人と後見人の2人だけの閉じられた関係になってしまうということ、それは絶対に避けなければいけません。そこに弊害があり、チームという概念が出てきたと思えますし、後見人業務を行うときには、とにかく開かれた環境の中で意思決定支援をどう行っていくかというところにチームの必要性があると思っております。

先ほど議論になりました、誰が進行管理をしていくのか、誰がリーダーシップをとってチームを機能させていくかということになりますと、やはり法的な権限がある、第一義的には成年後見人がチームを引っ張り、本人の権利擁護をすべきであろうと思えます。そ

のリーダーシップがとれない者は、成年後見人たる資質はないのだろうと考えます。

そうはいつでも、親族後見人の場合は、その役割がケアマネジャーさんであったり、相談支援専門員さんが担っていくのかなと思います。チームということが計画に明記されましたが、大半は既にそのチームの中で本人を支援していつている、それがこのように形になってきたというのは、非常に好ましいことだと思っております。

○畑部会長 ありがとうございます。では、関口委員、お願いします。

○関口委員 今の南方委員と白戸委員の意見を補足して、今のチームの活動に関して意見を述べさせていただきます。

こういう基本計画の中で、文書化するという前提の中では、こういった抽象的な記載にならざるを得ないというのはよくわかるのですが、この会議は議事録も残ることですし、将来的なチームの活動のイメージづくりのために、私の実体験を報告いたします。

私は、これまで、自宅でお一人暮らしをされている高齢者、障がい者の保佐人や補助人、もしくは後見人をする際には、基本的に、毎月必ず自宅訪問をして面談をするわけですが、中には課題が多い、本人の状態が非常に不安定な場合には、例えば高齢の方であれば、ケアマネジャーにも来ていただいて、介護事業者の方にも来ていただいて、それから地域包括の職員にも来ていただくようにしています。要は、自宅でケース会議を毎月開くようなイメージです。障がいの方の場合には、市もしくは区の障がい福祉課の担当職員にも来ていただいて、相談支援事業所の職員にも来ていただいています。

恐らく、これから、中核機関が後見人活動を支援するといった場合には、後見人とともにケース会議に中核機関の職員が参加する、それが中核機関の果たすべき本人支援であり、後見人活動の支援、それから地域連携、地域で支えるということの具体的なイメージになるのではないかと考えております。

そうすると、これから先、この中核機関をどういう規模で設置するかと考えた場合には、札幌市内に一つでは足りず、区、もしくは今の地域包括の単位で中核機関のような機能を果たすもの、後見人の支援機能、相談機能を果たす機関が必要になってくるのだろうと思います。

そして、具体的に被後見人、被保佐人、被補助人の自宅訪問も後見人、保佐人、補助人に同行する形で活動していくというのが具体的なイメージになるのではないかと考えております。

○畑部会長 ありがとうございます。菅委員、お願いします。

○菅委員 北海道社会福祉士会道央地区支部の菅と言います。

委員の皆様のご意見をお聞きして思ったのですが、中核機関の相談機能がすごく重要な位置を占めるのではないかと考えています。身上保護が重要視されている中で、当然ながら日常生活自立支援事業の相談もあると思いますし、初回での相談機能がどの程度の内容なのかということは、中核機関においては非常に大きな課題になると思います。

今、私たちがこの会議に参加していて、中核機関に対するいろいろな相談機能の期待な

どは大きいだけでも、関口委員がおっしゃったように、では、その相談機能がどの程度の規模で行われるのか、どの程度の人員で行われるのかというところが、先の問題にはなるのかもしれませんが、非常に重要な問題ではないかと危惧しております。

やはり、相談機能がきちんとできないと、中核機関自体がうまく機能していかないのではないかと思います。

○畑部会長 ありがとうございます。半藤委員、お願いします。

○半藤委員 札幌後見支援の会の半藤でございます。

今、中核機関の話が出てきましたので、確認の意味で意見を言わせていただきたいと思います。

今回の計画の中で、地域連携ネットワークと中核機関が一番大事なものであるということは間違いのないところだと思います。前回の会議の中でもその話が出たところですが、今は計画案の段階なので、これから具体化するということです。例えば、委託の場合は仕様書で定めるとか、直営の場合は要綱やマニュアルで定めることになるというご説明があったと思うのですが、その際、今回の会議に参加した者の意見を聞き入れていただけたらなっていたと思います。

計画案としてはこれでよいのですが、実際に中核機関などをつくる段階で、私たちの意見をどのように聞いていただけるのか、その辺を事務局に確認させていただきたいと思っております。

この会議には専門職の方が中心ですけれども、私たち札幌後見支援の会というのは専門職団体ではありませんので、違う立場で意見を言いたいことも結構あるのです。

ですから、ぜひ私たちの意見も反映していただいて、ネットワークと中核機関をつくり上げていただきたいと思いますと思っているものですから、発言をさせていただきました。

○畑部会長 ありがとうございます。この点について、事務局いかがでしょうか。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 権利擁護部会は、計画案を確定した後も同様の委員で継続いたしますので、来年度、中核機関の役割等についてご意見をいただく機会を設けさせていただきたいと考えております。全てのご意見を反映するということはお約束出来かねますが、委員の方々のご意見を頂戴する機会を設けさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○半藤委員 中核機関の中身をつくる段階で、意見を反映させてほしいというのが私たちの考えですので、そのような機会を設けていただけたらということであれば、結構なことだと思います。

○畑部会長 ありがとうございます。

部会長として少し確認させていただきたい点は、そもそも皆さんにお集まりいただいて、改めて言うようなことでもないのですけれども、こういった計画は、そもそもソーシャルプランニングといった考え方で、計画に基づいてしっかりと体制を構築していくための手法として1900年代後半から欧米諸国において取り入れられたものです。日本に

においても、そういったものをしっかり踏襲しながらという形になっています。

その点で言うと、ある程度抽象的にしなければできない点があることは重々承知しつつも、計画をつくったのに、計画倒れで実施できないということがあっては意味がないということになってしまいます。

取り立てて言うつもりはないですけれども、瀬川委員からご発言いただいた日常生活自立支援事業の利用が、職員不足によって、需要ではなく供給問題によって利用が伸び悩んでいる可能性があり得るのではないかと。それは、確定ではないと思いますが、一つの考え方ということで、ご意見をいただいたと思います。今後、いずれの領域においても、福祉は本当に人手不足ということから逃れられない領域になってまいりますので、中核機関においても、設置したとしても人手不足で十分に機能できないということがあっては意味がないというか、看板倒れということになってしまいかねませんので、そういうことがない形で、できる限り計画を明確にしていくという作業も、もう一方では必要だろうと考えております。これは、部会長としての個人的な考えということになります。

その中において、戻ってしまいますが、36ページ(4)チームによる後見活動の推進に関して言うと、1段落目の終わりのところに、「チームによる後見活動を推進します」と書いているのですが、今の関口委員等のご意見も参考にさせていただくと、これでちゃんと推進できるかどうかは、チーム員のほうに現状ではバトンが渡されてしまっているということだと思っております。

つまり、成年後見人であるとか、サポートに入っている介護支援専門員等、こういった方がチームでの支援を推進するということを意識しないと、チーム支援が推進できないような状況が今はあるということになってくると思います。

もちろん、それができない成年後見人は不適格ではないかという見方はもちろんあり得るかと思いますが、熱意があるけれどもその役割を十分に果たし切れない親族後見人等も今後は出てくるかと思っております。それを、あなたの責務ですからチームでちゃんとやってくださいと言え言ほど孤立していってしまうのではないかという懸念もあります。

その点から言うと、関口委員も菅委員もご発言いただきましたように、中核機関が全てのチームを管理して、サポートしてということは難しいかと思いますが、孤立するようなチームが出てこない、チームが孤立するというより、チームが形成されずに孤立している本人と後見人が出てこないようにするためにも、チームによる後見活動の推進という中には、もしかしたら施策の文言、取り組みの文言としてはこれでいいのかもしれないけれども、こういったことができるように、中核機関または地域連携ネットワークとしてもこの取り組みを支援していく、こういったことができるように成年後見人を支援していくという文言を入れたほうが、実効性があるようになってくるとは思いません。

その中で、36ページの最後の段落に、さまざまな理由で成年後見制度に結びつかなかった場合には、本人に関わった関係機関が地域連携ネットワークを活用し、継続的に意思決定支援を行いながら、適切な権利擁護支援につないでいけるよう働きかけを行いますと

書いています。

この点に関しても、私が感じていたのは、1行目が終わった後、さまざまな理由で成年後見制度に結びつかなかった場合には、「本人にかかわった関係機関が」の前に、その方への支援が途切れてしまうことがないように、などといった文言をしっかりと入れて、そういった方が結局孤立していくということがないということを目的として、こういうことを進めるといったことが入っていても、より本当に市民にとって寄り添った計画になっていくのかなと感じた部分もあります。

この議題について、一度整理させていただければと思います、述べさせていただきました。

37ページの図で言うと、下のチームはよくわかるのですが、36ページの(4)で定めているのは、下の図だけではなくて、上の図において、チームに対してそれぞれ協議会から、ネットワークから矢印が飛んでいますので、この矢印をしっかりと飛ばせるような取り組みを進めていくことが重要かと思っておりますので、その点で、少し文言の修正等も考えていきたいと思っております。

なお、このイメージ図は社会福祉会になっていますが、社会福祉士会ですね。

これは直していただければと思います。私からまとめさせていただきました。

それでは、岩井委員、お願いします。

○岩井委員 司法書士会の岩井です。

私が言おうとしていたことを部会長がほとんどおっしゃってくれたため、あまり意見はありませんが、まずはチームについてです。

先ほど、行政書士会の南方委員もおっしゃったように、後見人が選任されて初めてチームができるわけではなく、元々チームというものはでき上がっていると思います。元々あるチームに、後見人が選任されて一緒に入ってネットワークをつくってやりましょうということですから、どちらかという、それを中核機関が推進させていくというよりは、支援していくというイメージのほうが強いのではないかと私も思っていたところです。ぜひそういうイメージを持った文言にさせていただければありがたいと思っております。

もう一つ、日常生活自立支援事業の利用者数が減ってきているということでした。私もどうしてなのかなと思っていて、人員不足ということはある意味で大きな問題かもしれませんが、その分、成年後見制度で賄い切れているのか、例えば保佐、補助がその分増えているのかといいますと、どうもそのような状況にもないようです。特に、札幌家庭裁判所管内では、もしお話しいただければそれでもいいですけども、実は、成年後見人等の就任といいますか、選任件数は増えているわけではなく、むしろ減ってきているのです。それはさまざまな状況が考えられますが、減ってきている状況にあるということです。では、認知症高齢者がこれだけ増えてきて、日常生活自立支援事業も減ってきている、成年後見人等の選任も減ってきている、そういう人たちはどこかできまよっているような状況になるのは非常によくありません。そういう意味では、成年後見制度の利用を促進するために、先ほど言った中核機関の四つの機能のうちの広報、相談というものを、先に動き出させる

必要があるだろうと思います。

中核機関というのは、ご存じでしょうけれども、決して箱物を置くわけではなく、機能です。その機能をどのように充実させていくか、どれから推進させていくかというのは、まさに自治体の一つの役割といたしますか、与えられた役目のような気がします。前にも言いましたけれども、広報というのは、今後ますます重要であると思います。

今、皆さんもお聞きになっているかもしれませんが、成年後見制度を利用すると財産が利用できなくなる、あるいは、何か法外な報酬ばかり取られて何もやってくれない、いい意味ではないキャンペーンではないですけれども、そのような記事も出て、そんな制度ならば利用しないほうがいいのではないかと思われては困ります。成年後見制度はこういう良い制度だということを広報することは、非常に重要であると思います。それは、我々専門家団体がいくら言っても、それはあなたたちが後見人になりたいから言っているだけではないかと思われかねません。やはり、行政であるとか、家庭裁判所もそうでしょうけれども、正しい成年後見制度を広報していただくとありがたいなど、私の感想も含めて述べさせていただきました。

○畑部会長 ありがとうございます。

今の点について、もし知野判事から補足等、ご意見あればお願いいたします。

○知野判事 札幌家庭裁判所の知野でございます。

今、岩井委員からお話がありましたけれども、成年後見制度の申し立て件数は、横ばいないし若干減少の部分があります。ただ、これは後見についてのニーズがなくなっているのかというと、そういうことは全くないと思いますし、減っている理由としましては、詳しく調べられているわけではないのですが、後見の申し立てをする必要がないという場面もあるでしょうし、もしくは申し立てを躊躇する部分があるのかもしれませんが。

その中の一つとして、岩井委員にお話しいただいたように、費用の面もあるかもしれませんが、専門職への偏りが出てきたということもあるかもしれませんが、今後、促進法がさらに進んでくると、親族後見人が選任される場合がより増えてくると思います。そうしていきますと、より身近な人が後見人になってくれるということで、件数が増えてくるといってもあろうかと思えます。

これまで、皆さんに議論していただいたとおり、成年後見制度を利用するかどうかというのは、これはゼロサムの問題ではなく、高齢の方が段々と判断能力が弱ってくる中で、いろいろな支援の仕方があり、日常生活自立支援事業もそうですし、段階を踏んで、相談機能等も踏まえて最終的に必要となった際に、保佐、補助、それから後見という申し立てになろうかと思えます。

そういう意味では、チームの中で見守りながら、今の段階で何が必要であるかを検討し、必要に応じて後見につなげていくという視点は皆さんおっしゃるとおり、大切になってくると考えております。

そういう意味では、今は本当に過渡期でございますので、後見の申し立てが絶対必要と

いう話ではなく、より本当に促進法のもともとの趣旨でございますけれども、どういう高齢期を迎えるのが、その人にとってのメリットになるのか、その辺を促進法に関わる人たちがいろいろ考えていくのが望ましいと思っています。

○畑部会長 ありがとうございます。事務局よりお願いします。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 19ページの日常生活自立支援事業のグラフでございますが、実契約件数の横軸が190件から始まっており、5件間隔で作成したグラフとなっておりますので、減少が顕著であるかのように見えてしまっています。実契約件数としては、200件を超えるところで安定しているとも言えます。

文言の記載内容についても、契約件数は年々減少しているという表現自体が適切かどうかということも含め、事務局で引き取らせていただきたいと思います。

○白戸副部会長 2000年と比較してどうでしょうか。制度創設時から比較してです。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 手元に資料がございませんので、後日お伝えいたします。

○札幌市社会福祉協議会（大石係長） 札幌市社会福祉協議会権利擁護係長をしております大石と申します。

日常生活自立支援事業の状況ですが、先ほど瀬川からお伝えいたしました人員の欠員という部分が影響しているというのは否めないところです。

ただし、新規の相談件数が減っているか、契約件数が著しく減っているかというところ、そうではない印象を持っています。特にここ最近ですが、新規相談の中には、ご本人の判断能力の低下がかなり著しいため契約が難しく、成年後見制度のほうがよろしいのではないかという相談も増えております。また、審査会からは、一定の法的権限が必要ではないかといった意見も増えてきております。負債を抱えているとか、搾取の可能性があるのでないかといったところでは、日常生活自立支援事業の支援だけでは困難なケースが非常に多くある印象を持っています。

もう1点、35ページの（1）の部分で、中核機関の設置という項目がございます。日常生活自立支援事業のその対象である保佐、補助に対して中核機関が広い意味でどのように関わっていくのか、また、任意後見でご本人の判断能力のあるうちにどのような意思表示をされていくのかという大きな議論があって、この権利擁護支援の中で、日常生活自立支援事業がどう位置づいていくべきかという流れにさせていただけると、社協としても、ケースの関わりというのは意味合いが濃く出てくるのかなということで事務局内では話しておりました。

○畑部会長 ありがとうございます。

19ページの図に関しては、どこまで情報を記載するかは悩ましい部分がありまして、これを中心にとということではなくて、私の個人的な感覚にもなりますが、状況として成年後見につなぐべきというものがそちらにつながれるのは非常に望ましいことではございますけれども、そもそも前提として札幌市でこれだけ高齢化が進んでいる中で、日常生活自立支援事業の

必要な需要自体が減っているとは考えにくいのです。結果的に、成年後見制度に振られようが、日常生活自立支援事業に振られようが、そもそも日常生活自立支援事業が的確にフィットする人自体が札幌市内でどんどん減ってきているというのは、私としては正直考えにくいというところもあります。そういうことを考えると、今、結果的に減少傾向にあるということ自体は、広報、周知等に関して課題があるのかもしれないと感じる部分もあります。そういうところも含めて、図の記載に関しては事務局で整理していただきたいと思います。

ほかにご意見がある方はお願いします。

赤杉委員、お願いします。

○赤杉委員 札幌市基幹相談支援センターワン・オールの赤杉です。

先ほど、チームの話が出ていたので、障がいのチーム支援の現状をお伝えさせていただくと、皆様ご存じのとおり、障がいの現場では相談支援専門員が中心となってサービス調整をして、ご本人の支援をさせていただいております。後見人がいらっしゃる方については、相談支援専門員が定期的にケア会議に参加しており、参加が難しい状況であれば、書面で状況をお伝えしている相談支援専門員がいる一方で、後見人がいるのは知っているのですが、連絡を取ったことがないですとか、それはそれでご本人の状況が安定しているからと捉えることもできるのですが、後見人がいるのは知っているがお会いしたことがないとか、電話だけで対応しているということもあるのは事実です。相談支援専門員側としても、権利擁護の意識をつくっていかねばならないと実感しております。

せっかくこのような計画ができていくのであれば、研修の実施という項目もありますので、相談支援専門員側としても研修を進めていくことは必要だと思うのですが、ぜひ多職種が連携して行えるような研修を具体的に実施できたらと感じながらお話を聞いておりました。

○畑部会長 今の点でいいますと、40ページにある関係機関の職員に対する研修の実施というところですね。今、赤杉委員がご発言いただいた内容として計画されている取り組みの一つと考えられると思いますけれども、ここでは、必要な人の発見・支援、早期からの相談対応を行うためにはという文言で書かれておりますが、さらに、実際に支援が実施された後のチームによる支援を推進していくためにといった文言を明記しておくことで、その後のチーム支援を推進するための研修も含まれているということが見やすくなると思います。

私は、そういったご意見として理解させていただいた部分もございますので、最初にA3判の体系図が出されたときに、全部の取り組みがそれぞれかなり複雑に関連し合っていて、一つ一つできれいには成り立っていないということは確認していたかと思っておりますので、こういったことにつながってくる形で、今、ご発言いただいたチーム支援の推進ということも保障されていくと理解しましたので、発言をさせていただきました。

そのほかに、計画に関しましていかがですか。

○関口委員 43ページ、施策4で後見人となる人材の育成・活用という項目がありまして、そのうちの 하나가市民後見人の養成、もう 하나가法人後見事業の推進とされております。

私が意見を述べたいところは、43ページから44ページにかけての法人後見事業の推進というところです。これから後見の利用促進が進むと、例えば、比較的若い方で精神障がいを抱えて自宅で生活、地域で生活をしながら、どうしても生活全般の支援が必要であるために、保佐人の選任が必要、補助人の選任が必要という事例が出てくるかと思えます。

そうしたときに、例えば、私自身もこれまで経験している触法障がい者の保佐をしたり、精神的に非常に不安定な方の保佐をすると、前もお話ししましたけれども、週に100回電話がかかってくるとか、警察署から呼び出しがあるような方が過去に複数おりました。

そうしたときに、法人後見という制度は必要ではないかと考えておまして、本人の支援を継続的に行って、さらに、特定の人に負担が偏らないように本人支援をしっかりと進めていくためには、法人後見の推進というのは必須だと私は思っているのです。

ところが、44ページの文章を見ると、項目として、法人後見事業の推進と上がってはいるのですが、実際の中身を見ていくと、結論としては地域連携ネットワークを活用し、後見活動に関する相談対応を行いますと、あくまでも後見を行っている法人が何か相談があれば対応しますという表現にとどまっているのです。これは、推進という表現とは合致しないのではないかと思います。

もう一点、44ページ上から2行目ですが、法人後見の活用が有用である場合もあるとされていますということですが、私としては、その活用が必要な場合もあるというぐらい言い切っていたらと思います。

○畑部会長 ご意見をありがとうございます。

この点に関しましては、事前にお送りさせていただきました資料、計画案の中では、札幌市社会福祉協議会の支援というところで限定的な表現になっていたもので、札幌市としての計画を考える場合に、法人後見に関して1法人の取り組みへの支援という文言に関しては少し違和感があるということで、本日までに修正いただいた経過がございます。

他方で、今、関口委員からご発言いただきましたとおり、法人後見というのは、親族後見、専門職後見と並んで必要な後見の体制の一つと私は理解しておまして、非常に長い期間、後見活動をしていかないといけないような場合に、当然、先に後見人の方が年老いていくということもあり得るでしょうし、後見人が潰れてしまって、被後見人の支援が宙ぶらりんになってしまう、そういったことを避けるためにも法人後見というのは非常に重要な場合があるというのは、まさにそのとおりだと思います。

今、地域連携ネットワークを活用し、後見活動に関する相談対応を行いますという表現に限定されていると言えるかと思えますけれども、これに関しては、ほかの委員からも懸念されている点があればぜひご意見をいただければと思います。皆様、いかがでしょうか。

岩井委員、お願いします。

○岩井委員 私たち司法書士会では、リーガルサポートという法人を設立して、法人自体が後見を受けているケースも何件かあるのです。件数的には、認知症高齢者というよりは、精神あるいは知的障がい者で、関口委員がおっしゃったように、1人ではどうしても対応できない方がいらっしゃるのです。そういう場合に、それこそ法人の中でチームをつくって対応するという方法がいい場合がありますので、それを札幌市社協だけでやっていけるかどうかというのは、今後増えてくると何ともわからない部分はあると思います。

やはり、法人後見というのは、今後の課題といたしますか、考えていく必要性は大いにあると私も思っております。

○畑部会長 ほかにはいかがでしょう。

知野判事、お願いします。

○知野判事 札幌家庭裁判所の知野でございます。

今、関口委員や岩井委員からお話が出ましたけれども、実際に後見、保佐、補助を担当していますと、高齢の方で施設に入られている方というのはある程度安定した後見活動ができるのですが、社会の中で生活されている方となりますと、後見人にかなりご負担がかかるというのは実際あると思います。

事前にいただいた資料で、部会長がおっしゃったとおり、札幌市社会福祉協議会の法人後見に限られた記載でございましたので、この点について私たちから少しお話をしようと思ったのですが、今回訂正された部分で少し広がっていると思います。

ただ、今申し上げたとおり、後見人にかなり負担がかかるところで、法人後見というのはこれからどんどん進めていかなくてはいけないと思いますので、そういった意味では、関口委員のおっしゃるとおり、もう少し今後につながるような記載をされてもよろしいのかなと思いました。

○畑部会長 ありがとうございます。

この点に関しましては、何度もお名前を出して恐縮ですが、関口委員からも成年後見センターであったり、権利擁護支援センターのような形での法人後見体制づくりについても毎回のようにご発言いただいております、その必要性を私自身感じている部分もございますが、今回の計画の中では位置づけていないということです。それは、中核機関の設置ということが出てきてということと、もう一方で、これは私自身に知識がないということかもしれませんが、成年後見センター等を立ち上げて取り組みを行っているところで、200万人規模の政令指定都市はないと思います。ですから、合わないかというのは私にはわからないのですが、それだけの規模がある都市であれば、社会資源としても多様に存在するという前提も考えられます。

その場合に、法人後見を実施している法人がどの程度あるかということ札幌市で翻って見た場合に、正直、厳しい状況ではないかというのがこれまでの委員のご発言からも窺われますので、やっている団体に対して支援を行っていきますというレベルではなく、やっている団体を増やしていくような取り組みだったり、やっている団体がこれ以上できな

いなということにならないような仕組みづくりに関しても、本腰を上げて行政として計画として考えていかなければ、自然発生的に法人後見を行う法人が増えてくるということは期待しにくい状況があるのかなという懸念があります。

この点に関して、歯切れが悪いところもあるのですが、どのぐらいこの計画に位置づけていけるのか、いくのかというよりも、いけるのかですね。それは、先ほどから申しているとおりに、書いたものができませんでしたねということであれば、計画として厳しいようなことになってきますので、今回、どこまで書いていけるかということに関して検討できるのが本日を含めてあと2回となってまいります。改めてご発言をいただきましたので、この点を検討していきたいと思っております。

ほかに、この点についてご意見やアイデアのある方がいらっしゃいましたら、ぜひご発言いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

今、ご発言が難しい部分もあるかと思っておりますけれども、法人後見実施団体の活動を推進するためだけではなく、法人後見活動を実施する団体の増加ということまで位置づけてみるのが可能かどうかです。ただ、それは、広報・周知活動であったり、研修活動の中でそういったテーマのものを設定していくということで考えられる部分もあるかもしれないとも思っております。

この点に関して、アイデアはありませんか。

今、私としてはそれ以上のことを思いつかないのですが、この内容だけでは不足しているというのは正直な感想になりますので、それを踏まえてもう少し文言を入れながら、市としてどういったことを進めていくかを明記した計画にしていきたいという気持ちもございます。この点、後から追加であればご意見をいただきたいと思っております。

他の意見でも結構でございますので、いかがでしょうか。

○南方委員 3ページの成年後見制度についての説明のところ、中ほどに対象となる方の後見の定義と申しますか、説明の部分に判断能力が全くない方という表現を使っています。実は、この文脈を読んでいたときに、全くない方という表現の仕方にどれだけ意味があるのか、ずっと頭の中にありました。多分、法律の専門職の方にとっては、この定義が正しく法律的に合致しているのだということは承知しております。一方、民法に書かれている能力が欠く常況という表現もありますし、今回、診断書が改訂されたところに、支援を受けても契約の内容を判断できないという記載方法もあります。

成年後見制度の大もとの理念に、意思決定支援が触れられていますし、国の計画の柱にも意思決定支援が触れています。今回の計画案についても、意思決定支援という考え方が随所に出てきます。一方では、厚生労働省から意思決定支援のガイドラインも出ていますし、これから専門家会議でも意思決定支援のガイドラインがつくられようとしているときに、この計画は専門家だけが見るのではなく、市民のための札幌市の利用促進計画ですので、正確性も必要ですけれども、市民の方にどう理解してもらおうかといった視点が重要かと思っております。審判の7割以上を占めている後見が、判断能力が全くない方と言い切っ

たときに、この会議の中でも意思決定支援という考え方が固まっているのか、文脈でもう少し見てみないと、表現の仕方と言いますか、意思決定支援が曖昧になってくる気がします。

もちろん、前提では、成年後見制度における意思決定支援と、いわゆる福祉分野での意思決定支援は違うということも承知の上で、こういう基本的なことが気になりましたので、検討いただいた中で、判断能力がない方が後見だというのは一般的な表現の仕方ですけれども、今回の計画案をもう一度検討して決定すべきではないかということがずっと頭に残っておりましたので、発言させていただきました。

○畑部会長 ご発言をありがとうございました。

この点、私も気になっていました。本日は、知野判事もお越しいただいておりますので、ぜひご意見をいただきたいと思っていた部分です。

これは、家庭裁判所のほうでつくられているパンフレット等で記載されているものを、そのまま引用してきているような形になりますけれども、そもそも、この利用促進法においては、成年後見制度で被後見人になった場合に、意思決定能力が何もなくなって、自分では何も決められなくなる人生ではなく、ちゃんと本人の意思を尊重されながら、より本人の利益の向上に資するような支援に結びつくのだということをしっかりと広報して、そういった体制を地域の中につくり出していくということが法の理念としてあるかと思えます。当然、今までは、わかりやすさを前提としてこういう書かれ方がされてきた部分があると思えますけれども、札幌市の計画の中にこのまま載せるということになった場合に、全くないという形で記載されているということを市民が目にするというのは、私としては避けたいという思いを持っていました。

知野判事から、この点について情報等ございましたら教えていただければと思います。

○知野判事 今ご指摘された点は、わかりやすさという意味では、ややステレオタイプ的にこういう記載を裁判所でも使う場合があるかもしれません。おっしゃるとおり、我々が考えている後見状態というのは、全く判断を示せない、自分の意思を示せない方だけではありませんので、そういった意味では、裁判所も含めて、少しそういう誤解を解いて、むしろ後見状態の方についても意思を尊重していくという配慮を含めた文言は私たちも考えていかななくてはならないと思いました。

○畑部会長 ですから、この表現に関しましては、どのように記載するのがいいのかという難しさがありますけれども、裁判所資料より一部改変という文言を入れてでもこの表現を避けていくということを検討していきたいと考えております。

そのほかに、計画全体に関してご意見ある方はいらっしゃいますか。

○半藤委員 札幌後見支援の会の半藤です。

8ページのところで、参考に条文を載せたのではないかと思います。これは法律ですので、1行目の法律名は利用の促進に関する法律ですから、ここはきちんと記載したほうがよろしいかと思います。

それから、ここで国民の努力として第7条を載せています。考え方はいろいろあろうかと思いますが、第7条を載せるのであれば、第5条の地方公共団体の職務についても規定がありますので、第5条も載せるべきかと思っておりますので、ご検討いただきたいと思います。

○畑部会長 その点で言うと、関係者の努力の第6条も必要になってくると思っております。

やはり、市民に求めるというより、全員でつくり上げていくものになるかと思っておりますので、地方公共団体、関係者、そして国民全員でということですので、事務局には検討していただきたいと思います。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 条文の掲載につきまして、事務局で検討させていただきます。

また、事務局として皆さまにご意見を賜りたい内容が2点ございます。

まず1点目、8ページの利用促進法の条文を掲載する場所について、現在は第1章の最後のページに掲載しておりますが、2ページの計画策定の趣旨や、3ページの成年後見制度についての次頁の部分に掲載する方がよろしいのかどうかというところです。事務局として判断がつかず、現在のページに掲載しているのですが、ご意見があれば賜りたいと思っております。

もう一点は、12ページと13ページのグラフに関する内容でございます。

現在、事務局で修正しなければならないと考えている部分が、13ページの円グラフには類型に関するパーセンテージが記載されているのに対し、12ページの棒グラフにはパーセンテージが記載されていませんので、12ページも同様の記載にしようと考えております。皆さまにご意見を賜りたい部分は、事務局としては13ページの円グラフは見やすく分かりやすいと考えているのですが、12ページの全国動向の棒グラフに合わせるのであれば、13ページも円グラフではなく棒グラフで記載した方がよろしいのかどうかというところです。

以上2点につきまして、ご意見があれば賜りたいと思っております。よろしく願いいたします。

○畑部会長 事務局より、法律の掲載位置について上がりましたけれども、皆さん、いかがでしょうか。

この点、今の位置よりももう少し早めに設定した上で計画の位置づけの説明が入ってくるほうがいいのではないかということか、第1章の終わりということか今の位置でいいのではないかということか、正直、どちらでも変わらないという意見もあるかもしれませんが、この点にこだわりのある委員がおられればご意見いただければと思います。

皆さんからないようですが、私が気になっていた点がありまして、2ページで成年後見制度利用促進法の説明が趣旨の中で出てきておりますので、その次に成年後見制度についての説明があるのであれば、法律自体はその後に掲載して、こういう法律ですということが見えた上で計画の位置づけが記されたほうが、読んでいるほうとしては、どういう法律なのか、改めて調べなくても見ていく中で確認できるということがあると思っております。

ここは、もしかしたら事務局との確認の中で場所を移すかもしれません。

もう一つは、13ページの円グラフに関しまして、全国動向と合わせて棒グラフにというやり方もあるというご提案をいただきましたけれども、皆さんいかがでしょうか。

○南方委員 12、13ページのグラフに関連して、保佐や補助、任意後見も含めて利用を促進するという意味において、13ページ(2)の中に任意後見人が45人と示されており、いかに使われていないかという数字になっております。任意後見制度、任意後見契約の有用性は発効する前にもあるわけで、グラフに入らないとしても、契約件数の数字を参考として盛り込んだほうがいいのではないかと思います。

○畑部会長 この点、数字的には把握していますか。確認して掲載することはできますか。

○知野判事 契約件数は、それぞれ公証人のところで契約するものですから、家庭裁判所としては把握してないということで、恐らく把握することは難しいと思います。

○岩井委員 法務省では、つい最近、数値を出しております。契約件数がどのくらいかというのをしておりますので、数値が出ることは出ます。私は資料を持っています。

○畑部会長 それは、地区ごとの数値として出されているのですか。

○岩井委員 法務省ですので、全体になります。

○畑部会長 もし、それを札幌市で確認することができるのであれば、載せていくということは重要な点かもしれません。法務省のほうで地区ごとには回答できないということであればなかなか把握できませんけれども、事務局として一度問い合わせをしていただいて、地区としての契約件数を確認できるかどうか、問い合わせしていただければと思います。

○関口委員 今の件についてですが、公証役場ごとの数値であれば出るかもしれませんが、札幌の公証役場で契約を締結しているからといって、本人が札幌に住んでいるわけではないので、正直、把握する意味としてどこまであるのか疑問です。

○畑部会長 それであれば、全国動向として、全国でこれくらいの任意後見契約があるということを12ページのほうで載せる方が、意味があるかもしれないですね。

事務局には全国の数値を確認いただき、記載方法について検討いただければと思います。

時間が迫っておりますけれども、皆さん、ほかにいかがでしょうか。

○赤杉委員 ワン・オールの赤杉です。

読み進めていくと、相談対応体制の整備という文言と相談支援体制の整備というものがあって、文脈を読むと違うことを言っているのかなとも思うので、あえて対応と支援で違いをつけているのであればいいと思いますが、相談を受けている側からすると、相談対応も相談支援も現場としては意味の違いがないので、統一できるものであれば、した方がわかりやすいのかなと感じました。

○畑部会長 文言等に関しては、最後にまとめた上で、私と事務局で内容に支障のない範囲で修正させていただく点があるかもしれませんとお伝えしようと思っておりました。

今の点で申しますと、後見活動の支援という言葉であったり、権利擁護支援であったり、後見活動と権利擁護支援という言葉と、成年後見制度の運用という言葉と、同じような文

脈の中で使えているところもありますので、そういったところに関しては、使い分けがどこまで明確になっているのか、明確になっていないのであれば統一していくことを検討したほうがいいのではないかと、そういったことはこの後に確認しようと思っていました。

もしそういった点でほかに気になるところがあれば、ぜひご発言いただければと思います。

今回、私の確認が遅れてしまい、先ほど言った社会福祉士会の誤字であったり、簡単な文言の修正ができていなかったところがありますので、改めて私からお伝えさせていただこうと思っております。

39ページをご覧くださいませか。

内容自体には影響しないのですが、その表現自体がとても重要だと感じている部分の文言の修正等も考えております。

例えば、39ページの1行目の現状と課題のところ、「成年後見制度は、判断能力が十分ではない人の財産や生活を守る重要な制度ですが、どのようにしたら利用できるのか」ここまではいいと思うのですが、その続きの「何がしてもらえるのか」、この表現は私としては若干気になります。支援者主体というか、本人にとってそれを活用することで何ができるようになるのか、どのような支援を受けられるのか、そういった表現のほうが理念により則ったものになるのではないかと思います。

そのような表現が散見される部分もございますので、先ほどの判断能力が全くないということだけではなくて、こういった点に関して、本人により寄り添った表現に修正していければと考えております。

もちろん、この場で皆さんに見ていただいたほうがいいのですが、一つ一つ読み上げていくと時間ももたないなので、もう一回設定されている部会で確認いただければと考えております。

続けて私から申し上げますが、51ページの第5章をご覧ください。

これは、計画の推進の部分について、非常に重要な部分になってくると考えております。

3番の成果指標については、事務局よりご報告いただきまして、数値的な部分に関しては、これまでの利用等の数値はあるものの、実際に取り組みを始めて、その上でどのように変化していくかということについては、正直、試算しづらい部分もあるので、今回は、この成果指標としては、まずは中核機関の設置ということのみというご説明をいただき、現状のところは皆様のほうからご意見ございませんけれども、当然、今後のことを考えたときに、第2期で地域福祉社会計画に統合されていくときには、3年半の第1期の間で数値を確認して、改めてその数値に基づいた成果指標を第2期の中でしっかりと位置づけていくということが前提として考えられていないと、今後もこういった形で数字がわからないということはないということを確認させていただきたいと思っております。

もう一つは、今回、中核となる機関の設置だけが書かれていますが、協議会の設置ですとか、協議会の年1回、年2回の開催ですとか、そういったことも成果指標としては書き

得るのかなと考えていました。ただし、協議会の年2回の開催を計画に位置づけたら3回以上は開催されないことになってくるということもございます。逆に2回は開催するということと、どちらのほうがいいのかなと悩んでいる部分もございます。ここの成果指標に関しては、もしかしたらこの協議会の設置ということを入れても構わないのかなと思うところもあります。

また、(2)計画の進行管理・評価の部分で、二つの機関からの評価が入っています。

まず一つ目は、附属機関である札幌市地域福祉社会計画審議会による評価と、もう一つは、その下に書かれている、協議会に進捗状況等を報告し、検証してつなげていくということで、この両者の関係をどう考えるかということになってまいりまして、中核機関を設置した際に、当然、その中核機関のキャパシティによって支援が一部限定されてしまいます。関口委員からもご発言いただいて、それであれば1カ所ではない形で考えたほうがいいのではないかというお言葉をいただいておりますけれども、それを考えた場合に、中核機関として、今、どの程度できているかということに関して、協議会のほうである意味では評価していけば、いい意味での緊張関係をしっかりと持たせて、不十分な点があれば、中核機関の運用に関しても見直していくと。それは1カ所なのか2カ所なのかは今の時点ではわかりませんが、そういったことがもう少しわかるような進行管理・評価といった書かれ方をされているほうが、実施していった段階で不足点が見えてきたときに軌道修正しやすい計画になると思います。ですので、こういった点はぜひ入れていただきたいと感じていました。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 51ページの(2)計画の進行管理・評価の部分でございますが、二つの機関から評価をいただくということではございません。記載内容がよろしくなかったと反省しております。この部分については見直しいたします。

計画に関する評価は地域福祉社会計画審議会で行っていただき、中核機関の運営に関する部分は、成年後見制度協議会にご意見を賜りながら、より良い施策展開につなげていきたいということが分かる表現にしたいと思います。

○畑部会長 計画の評価が審議会、中核機関の運営に関する意見が協議会という体制がしっかりとわかる形でこの文章を修正いただくことを確認させていただきました。

時間が限られておりますけれども、最初の方にチーム支援のほうのところはかなり時間を使いましたが、瀬川委員から、45ページで、施策5の見出しと文言のほうに関して内容とずれがあるのではないかというご意見をいただいております。

私も、検討の場の整備、さらに権利擁護支援に関するというと、全てを含むものになってしまうと思います。そうすると、協議会がこれをやるという見方にもなってきますし、書かれていることとの差が出てきてしまっていると感じておりますので、施策5の見出しは修正していったほうが計画として整合性が取れてくるのかなと感じていました。

その辺も、次回に向けて修正いただければと思います。

次の46ページに書かれている適切な候補者を推薦するための仕組みづくり、マッチン

グも今後は非常に大事になってくると思います。45、46ページの法人後見のところでも出ましたけれども、後見の期間が長いと想定される障がいの方、精神障がいの方という考え方ももちろんありますが、知的障がいを抱えた方で、親御さんからすると、生まれたときからずっと関わっており、親の方が養育の中で支援と教育と保護を行ってこられて、いよいよ親の方も年齢を重ねたときに、これ以上の支援は厳しいな、後見人をお願いしたいなといった場合に、誰をお願いできるのだろうと非常に大きな不安を抱えてくるということになった際、このマッチングはすごく大事だと思うのです。

マッチングを前提として、後見人をお願いできるような方を知れる機会、これは法人後見をやっている法人が増えてくれば、その法人を知っていくということもありますし、専門職後見をやっている場合に、それぞれの団体の窓口の方をお願いしますということではなくて、この方だったらお願いしたいと思えるような後見活動をやっている方と出会っていきける、そういった機会を札幌市の中でしっかりとつくっていくとか、そういったことも成年後見制度を利用促進していくためには必要なことだろうと感じていました。

非常に難しいと思うのですが、中核機関において、後見人を必要とする家族の方が後見活動をしている方々と出会えるような機会を運用していくことが本当に可能なのかどうかということは、ちゃんと議論していかなければいけない部分かと思えますし、そういった機会なしに、こういう制度だから使ってくださいと言うだけで、障がいを抱えた方を育ててきた親の方が、とてもいい制度だと感じて利用するというにはなりにくいのではないかと思います。それは、広報活動の中の一環としてそういった機会があるということも考えられますし、マッチングの仕組みに付随する形で、後見支援を必要とする方やそのご家族がそういった活動している方と出会えるような場を構築していくということをもっと具体的な文言でできるのかというのは検討が必要かもしれませんが、私としてはそういったことを感じていました。

この書き方でどこまでできるかということがそれぞれあるので、あと1回の中でどういう議論ができるかということもありますけれども、その辺も議事録に残したいと思って発言させていただきました。

○関口委員 最後に1点だけ、先ほど部会長の発言の中で、この基本計画のさまざまな表現の中で、制度の運用というところが何か所か使われているという話がありました。例えば、48ページ、施策6の現状と課題の最後の行です。制度運用がなされるような体制を整備、ですとか、一番下のチームに対する支援というところでも、チーム関係者からの相談対応も行い、適切な制度運用がなされるよう、と記載されています。私は、後見に関して、制度運用という表現はあまり当たらないと思います。後見制度を運用するというのは、誰がどうやってやるのかという話でして、ここであくまでやるべきは本人の支援とか後見人のサポートだと思うのです。ですから、制度運用という表現は注意したほうがいいと思っております。

○畑部会長 そろそろお時間ですが、ほかにご意見ある方はおりますか。

本日ご意見をいただいております紙谷委員はいかがでしょう。

○紙谷委員 私たちは、認知症を抱えている方たちとの関わりが非常に多くあります。最近では、お一人暮らしで精神的に不安定で、昼夜問わずお電話をくださる方がいるのですが、その方は、生活に困っていないということ、分譲マンションに入っているということで、その方の財産管理について私たちも悩んでおり、相談してみてもどうかという話をすると、二言目には、経費がいくらかかるのだと言われ、それ以上は前に進めないのです。地域包括支援センターにも相談していますが、もう少し様子を見ましょうということになっています。その方ではないのですが、全く親族がいない方で病院に入られてお亡くなりになり、そのマンションの管理をしていた町内会の会長と、その方の財産管理をどうするかといったお話をしたことがあります。結果的には弁護士に委ねたという経過がありますが、今、何回もお電話を下さっている方については、本人自身の考え方もまとまらない状況にあり、経費がかかるというところから進んでいないというのが現状でございます。

本日、いろいろとお話をされている中で、我々が関わっているチームということが出ておりましたが、我々とご本人と地域包括支援センターとか、それぞれの小さい枠ではありますがけれども、本人のためにどうしたらいいのか、どのようなことが考えられるのかということ、今、私たちは話し合いをしているところでございます。

○畑部会長 今、ご発言いただいた点で言いますと、40ページの(3)のところ、権利擁護支援を必要とする人を発見・支援につなげる活動の推進ということで、まさに地域福祉の担い手である民生委員や福祉のまち推進センターなどの日ごろの活動を通じて、権利擁護支援が必要な人を発見、または既に発見されている人を適切な制度で結びつけるように書いております。これは、地域福祉推進の担い手だけを記載するというのに私は若干の懸念があります。専門職である介護支援専門員、地域包括支援センター、相談支援専門員、関係団体や関係職種が把握している方もしっかりと結びつけていく形で記載するほうが、より現実的ではないかと思えます。

そのときに、民生委員の方、本当にご負担をされながらも、社会貢献の意欲から取り組みしていただいておりますので、そういった方も潰れてしまわないように計画を位置づけていくことが重要かと感じております。

(3)も記載内容を変えていければ、今のご発言を取り込んでいけると思えます。

石川委員、いかがでしょうか。

○石川委員 北海道税理士会の石川です。

いろいろとお話を聞いていて思ったことですが、障がい者の後見と認知症高齢者の後見というのは全く異なっており、チームづくりは相手方によって大きく変わってくるということです。先ほど関口委員がおっしゃった法人後見についても、認知症ということよりも障がい者に対する法人後見が必要なのかなと感じました。私ども北海道税理士会は、税理士法人というのがあるのですが、税理士法人では法人後見を実施しないということに今はなっているのです。

ただ、お話を聞いている中で、法人後見は非常に重要だと考えておりますので、私どものほうでも再度検討していきたいと思っております。

○畑部会長 法人後見が進まない背景に、なぜそれに取り組む法人が少ないのかということも明らかにして、どういった支援があれば法人後見に取り組む団体が増えてくるかということも考えていかなければ、やってくださいということだけでは、無償で負担してやっていきますよということにはならないと思います。今後、そういったことも市のほうに明らかにしていただきたいと思ひますし、法人後見推進の取り組みが求められてくると思ひます。

ご発言をありがとうございました。

それでは、お時間が来てしまっておりますので、意見交換としては以上とさせていただきますが、ご意見ある方いらっしゃいますか。

(「なし」と発言する者あり)

#### 4. その他

○畑部会長 それでは、その他ということで、事務局からお願いします。

○事務局（北村福祉活動推進担当係長） 次回、第5回権利擁護部会でございますが、先日、皆様にもお伝えいたしましたとおり、令和2年3月16日月曜日の10時から、札幌市役所本庁舎地下1階3号会議室で開催させていただきます。

本日、皆様から頂戴しましたご意見を計画案に反映しまして、事前に修正案を改めて送付させていただきますので、お手数をおかけいたしますが、ご確認いただきますよう、よろしくお願ひいたします。事務局からは以上です。

#### 5. 閉 会

○畑部会長 本日の権利擁護部会は、以上で終了させていただきます。

さまざまなお意見いただきましたけれども、部会長でありながら話し過ぎてしまい、円滑な進行ができずに申しわけございませんでした。

以上をもちまして、第4回権利擁護部会を閉会いたします。

以 上